

令和5年度自殺対策に係る取組予定について(機関・団体)

(機関・団体)

番号	機関・団体名	事業名	開催・開始時期	内容
1	横浜市立大学	救命救急センターにおける自殺未遂者再発防止事業	平成22年度	<p>横浜市の委託事業として、令和2年度も本事業を実施した。</p> <p>1 附属市民総合医療センター高度救命救急センターに搬送される自殺未遂者及び家族等に対するケースマネジメント</p> <p>1) 危機介入面接、情報収集、アセスメント。</p> <p>2) 自殺未遂者・未遂者家族等への心理教育、相談支援。</p> <p>3) 退院後の医療の促進・調整。</p> <p>4) 社会資源の導入。</p> <p>5) 精神科医と看護師、臨床心理士、医療ソーシャルワーカーによるケース・ミーティングを実施しているほか、搬送された自殺未遂者の実態調査および支援内容に関する調査を実施する。</p> <p>6) 神奈川県司法書士会など、諸機関との連携。</p> <p>2 市内救急医療機関や相談支援機関の職員等を対象とした実務者研修の企画及び提供。</p>
		遺族ケア	平成18年度	附属市民総合医療センター高度救命救急センターを死亡退院となった自死遺族を含む遺族全例に対し、悲嘆反応の解説のケアの申し出を記載したリーフレットを配布し、連絡をいただいたご遺族に対応する。
		救命救急センター・スタッフと初期研修医、学生に対する自殺予防教育	平成17年度	附属市民総合医療センター高度救命救急センタースタッフ、研修医に対して自殺企図者・自殺行動への理解と対応に関する研修を行う。
		自殺予防研究	平成15年度	前年度に引き続いて自殺危険因子研究、自殺予防方略開発研究、自殺予防教育の効果に関する研究、精神疾患の自殺企図行動に関する研究などを推進する。
		地域自殺予防対策、およびゲートキーパー養成	平成19年度	<p>1. 横浜市栄区におけるセーフコミュニティを基盤にした自殺予防対策。</p> <p>2. 関係機関の依頼に応じて、ゲートキーパー養成研修等の講師役を担う。</p>
		大学内および病院内の自殺予防・自殺事故後対応の取組み	平成19年度	<p>(大学) 学生および教職員全員に毎年定期健康診断を活用してスクリーニングを行っており、自殺念慮項目陽性者には保健管理センターが個別面談など確実かつ迅速に危機介入を実施している。</p> <p>(2病院) 病院内で発生した自殺事故に対して、群発自殺の予防と遺族対応を即座に行うとともに、事故の当事者となった医療スタッフのケアを職員健康管理室を中心におこなう。</p> <p>(附属病院) 職員健康管理室を中心に新入職員向けにメンタルヘルスに関する研修を実施する。</p> <p>無断離院事故発生時、自殺ハイリスクのケースについては院内マニュアルに従い対応を行う。</p> <p>(附属市民総合医療センター) 精神医療センターを中心に、多職種による院内自殺予防の研修会を開催する。</p>
		救急医療における精神症状評価と初期診療 (Psychiatric Evaluation in Emergency Care:PEEC)コースの開催	平成27年度	救急医療に搬送される自殺未遂者などへの初期対応を学ぶコースとして、PEECコースが日本臨床救急医学会により展開されている。本学ではH27年度より精神医学教室と救急医学教室が共同で横浜市大コースを主催してきた。本年度も研修会を開催する。
		神奈川県精神科救急事業への参加	平成12年度	<p>附属市民総合医療センターは、神奈川県精神科救急事業における基幹病院として機能しており、自殺企図後の症例、自殺の危険性が高まった症例の受け入れと精神科治療を行う。</p> <p>休日夜間の措置診察の当番医として精神医学教室所属の精神保健指定医を派遣する。</p>
		がん患者相談支援	令和5年度	<p>がん患者は一般人口と比較し、自殺リスクが高いとされている。</p> <p>(附属病院) 地域がん診療連携拠点病院に指定されており、がん患者およびご家族の精神心理的問題に対して緩和医療科所属の精神科医が中心となり対応する。市民向け、患者向け、支援者向けの講演会や研修会を計画していく。</p>
附属病院での自殺未遂者再発予防対策	令和4年度	附属病院救急部に搬送される自殺未遂者及び家族等に対するケースマネジメントを実施し、救急患者精神科継続支援料の診療報酬算定を計画している。令和4年度に2名の職員が算定に必要な研修会を受講した。		

(機関・団体)

番号	機関・団体名	事業名	開催・開始時期	内容
2	神奈川県弁護士会	多重債務者相談、子どもの人権相談、消費者問題相談	通年	従前どおり実施
		高齢者・障害者相談、働く人の法律相談		
		犯罪被害者電話相談(無料)		
		各市役所・区役所における相談		
		弁護士会の一般相談		
		自死遺族ホットライン		
2	神奈川県弁護士会	全国一斉労働相談ホットライン	未定	派遣切り、解雇、労働、パワハラ等の労働相談についてのアドバイスを行うことを目的として、ホットラインを実施。
		女性の権利ホットライン	6月23日～29日	女性に対する暴力(ドメスティックバイオレンス、ストーカー、セクシャル・ハラスメント)や、離婚に関する諸問題、職場における差別など、女性の権利一般に関する無料電話相談を実施。
		高齢者・障がい者のための無料電話相談	未定	
		暮らしとこころの相談会(対面型総合相談会)	9月16日、12月16日、R6年3月23日(予定)	神奈川県の自殺対策交付金を利用して、自殺対策に関する対面型相談を実施。精神保健福祉士・臨床心理士の他業種専門家と連携して実施。
		全国一斉生活保護ホットライン	12月(予定)	最後のセーフティネットである生活保護制度の現場で、問題が生じていないか無料電話相談を実施。
		多業種ワークショップ	未定	自殺リスクの高い事例に関して、法律、行政、心理、NPOなどの各専門家が集まり、各専門家のノウハウを学びあうとともに、連携を強化。
		メンタルヘルス研修会(弁護士向け)	R6/2(予定)	会会員を対象に依頼者・相談者の自死予防策等に関する研修会を実施。
3	神奈川県司法書士会	①人材育成事業…各種メンタルヘルス対応講座・研修会などの開催	①研修会:年度内に3回開催(令和5年4月～令和6年3月) ②は随時	【対象】司法書士会会員 【目的】司法書士が自死対策におけるゲートキーパーとしての役割を担えるよう、自死問題の現状や問題点を認識し、メンタルヘルス及び関連する知識、その対応方法や相談技法等を習得すること 【テーマ・内容】メンタルヘルスに関する基礎的知識の習得、並びに司法書士の日常業務と自死問題及びその対策との関連性を踏まえたもの／自死との関連性を踏まえ「依存症」に関する内容を設定
		②相談・危機介入事業(自死未遂者支援事業)…「ベッドサイド法律相談事業」の実施・推進	継続的に実施(※県補助金事業)	【事業の目的】自死未遂によって救急搬送された入院患者等に対する適切な時期・方法による法的支援を行うことで、再度の自傷行為を防ぎ、地域社会等への復帰をサポートする。なお、本事業の対象は、自死未遂者以外に医療・健康上の問題を抱える患者も含み、救命救急センター以外の医療機関等についても当会相談員を派遣する。また面談相談が難しい場合は電話相談でも対応する。
3	神奈川県司法書士会	③上記①及び②を主たる事業としながら、行政・各種団体主催による関連事業への協力・人材派遣など	開催に応じ随時対応	
4	神奈川新聞社	自殺に関する実情や対策に向けた自治体・市民活動の報道	通年	「コロナ後の社会」にも向け、今後も動向や対策に関する報道を続けていきたい。
		自殺報道への慎重姿勢	通年	自殺関連の報道については助長するような表現とならないよう編集局内で慎重に協議、判断する。たとえば、最も目立つ見出し表現で「自殺」という言葉をなるべく避けるなど具体先を实践していく。
5	神奈川県医師会	かかりつけ医こころの健康対応力向上研修会	①横須賀市医師会 令和4年10月23日(日)9:00-13:00	適切なうつ病診療の知識・技術及び精神科等の専門医との連携方法、本人や家族からの話しや悩みを聞く姿勢の習得を目的とした研修会を開催する。
			②海老名市医師会 令和4年10月30日(日)9:00-13:00	

(機関・団体)

番号	機関・団体名	事業名	開催・開始時期	内容
6	神奈川県精神科病院協会	精神科救急事業	通年	自殺企図者の精神症状に対応
		かかりつけ医こころの健康対応力向上研修会	年2回	講師を派遣し、うつ病についての講義を行う
7	神奈川県精神神経科診療所協会	日本精神神経科診療所協会学術研究会	9月23, 24日	
		かかりつけ医うつ病対応力向上研修	秋ころ	
		内科医とのうつ病連携の会	未定	
		神奈川県産業メンタルヘルス研究会	秋頃	
		医療問題検討会	未定	
		社会保障研究会	未定	
		自殺対策講演会(日精診)	未定	
		神奈川県職員メンタルヘルス相談	随時	
		精神科救急への協力	随時	
		学術講演会(精神科病院協会との共催を含む)	数回	
8	神奈川県経営者協会	関係情報の周知・協力	通年、随時	周知チラシの配布、外部イベント等への協力名義など
		講師派遣による「ハラスメント対策研修」「メンタルヘルス研修」等の実施	未定	講師派遣による「ハラスメント対策研修」「メンタルヘルス研修」等の実施など
9	日本労働組合総連合会神奈川県連合会	連合神奈川労働相談	通年	全ての労働問題に関して、無料電話相談を実施 * 月～金曜日 9:00～17:30 (フリーダイヤル0120-154-052) * まちかど労働相談会実施 横浜駅新都市プラザ (5月13日(土)6月17日(土)10月15日(日)11月12日(日) 13:00～17:00) * 女性のための連合全国一斉集中労働相談ホットライン (6月6日(火)～7日(水) 10:00～18:00)
		かながわ生活相談ネット	通年	法律相談、多重債務相談、労働相談、住まい・暮らし、その他全ての生活相談に関して、無料電話相談の実施 * 月～土曜日 10:00～18:00 (フリーダイヤル0120-786-579) 【緊急対応として】 * 自殺防止の観点から、連合神奈川各相談窓口にて県・政令市で取りまとめている連絡先を啓示し、専門家への電話誘導
10	神奈川産業保健総合支援センター	中小規模事業場に対するメンタルヘルス支援事業	随時	若年労働者向けメンタルヘルス教育 ① 事業場訪問 ② Web教育 管理監督者向けメンタルヘルス教育 ① 事業場訪問 ② web教育
		・認定産業医研修 ・産業保健セミナー ・事業主向けセミナー	未定	テーマ:職場におけるメンタルヘルス対策 :メンタルヘルス不調者の復職支援等
11	神奈川県社会福祉協議会	セルフヘルプ活動支援	通年	自死遺族、アルコール依存・薬物依存・ギャンブル依存症者のグループ、性犯罪被害のグループ、障害のある方のグループ、またその家族等のグループ等、様々な要因により生きづらさを抱えた方によるセルフヘルプ・グループ(自助グループ)に対する相談・情報発信、活動場所の提供等を行う。 ※現在、3つの自死遺族グループが相談室、オンライン等により活動(自死で子供を亡くした親によるセルフヘルプ・グループ「あんじゅ」、自死で家族を亡くした方によるセルフヘルプ・グループ「そよ風の向こうに〜」、「虹のかけはし」)
		セルフヘルプ活動支援事業20周年記念事業		・記念イベント…セルフヘルプ・グループのもつちカラの発信、セルフヘルプ活動の意義、セルフヘルプ・グループが安心して活動できる場を設け続けることの意義などについて、関係機関・団体・学生・当事者等を対象に開催する。 ・記念誌作成…県社協のこれまでの取り組み、相談室等利用グループの推移などをまとめたものを作成する。

(機関・団体)

番号	機関・団体名	事業名	開催・開始時期	内容
12	神奈川県老人クラブ連合会	友愛活動(訪問・サロン)	通年	県内各地域の老人クラブによる友愛チーム活動(一人暮らし高齢者への訪問など)や、市町村の老人クラブ連合会による友愛サロン(お茶会へのお誘いなど)を実施し、孤独を防ぎ、生きがいの一助となるような活動を行っている。
13	私立中学高等学校協会	いじめ・暴力行為問題対策協議会の開催	11月か12月に開催	「学校現場におけるいじめ問題への対応」をテーマに教員対象の研修会を開催
		教育相談研修会の実施	年3回	7月に「私立学校におけるスクールカウンセラー、それぞれの工夫と苦労」というテーマで第1回目を実施し、その後も別テーマで実施予定。
		出前講座の周知	通年	各私立学校に出前講座を周知した。
14	かながわ女性会議	ジェンダーの視点からの意識啓発活動	通年	審議会や推進会議などの場で、既存の自殺対策などに関して、ジェンダーの視点からの再検討を提案した。同時に、LGBTsなどの自殺率の高さなど精力的に取り組むべき問題についての対応を提案した。加えて、医療・教育・学校など、さまざまな場での自殺対策を実施している団体や専門家の皆さんと協働することの重要性を痛感された。また、「家庭・家族関係」に起因する自殺の増加とともに、自殺対策においても複合的な対応が求められていることを再認識した。各種講座での意識啓発活動をおこなうとともに、自治体の女性相談事業において、ジェンダーの視点に基づき、自殺対策観点を取り入れた相談業務を実施した。
15	横浜いのちの電話	自殺対策事業	通年及び随時	(1)自殺防止電話相談活動 ①電話相談ボランティアによる24時間、年中無休の自殺防止のための「眠らぬダイヤル」として、開局以来43年目となる継続活動の実施。 ②毎月10日24時間(AM8時～翌日AM8時)、及び毎日16時～21時の間、フリーダイヤル「自殺予防いのちの電話」厚生労働省の自殺防止対策事業(自殺防止対策事業補助金交付)として全国50センターが一丸となって、通常電話活動(24時間)と併行して実施。 ③上記日本語相談に加え全国で横浜センター独自の試みとして、スペイン語・ポルトガル語を母国語とする相談者への自殺防止のためのフリーダイヤル及び一般電話相談を、活動開始以来30年目となる継続活動の実施。 (2)広報・啓発活動 ①ポスター、ちらし等を関係各機関に配布しPR依頼②新聞、テレビ等のメディアに活動の報道依頼、③9月10日「世界自殺予防デー」に合わせ、JR横浜駅にてJR関係者及び対策会議メンバーと共にカード配布のPR活動実施。④横浜いのちの電話の活動をより社会に広め、事業支援の目的も兼ね、秋にコンサート、春に映画会を実施 ⑥ホームページやDVDやチラシなどによる広報・PR実施。
16	NPO法人全国自死遺族総合支援センター	遺族支援	通年	1)各地の自死遺族のつどい運営支援・協力(神奈川県・平塚市/藤沢市/川崎市/相模原市/横須賀市/東京都港区/品川区/大田区/足立区/昭島市/立川市/八王子市/日野市/多摩市/静岡県/浜松市/など) 2)電話相談「自死遺族のための相談ダイヤル」毎週木曜日と日曜日、9月3月の強化月間に連続3日の実施。 3)「メールによる自死遺族のわかちあいと相談」実施。 4)「死別の悲しみと共に生きる～認知行動療法の手法を使ったワークとわかちあい」死別後の日々をどう生きるか、その人らしい人生の再構築を進めるきっかけとなるプログラム。6回開催予定。 遺児支援 通年(月1回) 5)「身近な人を亡くした子どもとその家族(保護者)のつどい」聖路加国際病院小児医療センターで毎月開催予定。 6)「身近な人を亡くした若者(18歳～およそ35歳)のつどい」オンラインで10回開催予定。
		遺族支援	通年	遺族支援事業に関わるための研修「死別の悲しみに寄り添う」実施予定。詳細未定 厚生労働省自殺総合対策の推進に関する有識者会議、かながわ自殺対策会議、東京都自殺総合対策東京会議各地の自殺対策関連会議へ委員派遣 HPを活用して、各地の遺族のつどいに関する情報を周知
17	神奈川県労働局	神奈川メンタルヘルス対策推進連絡会議	令和5年5月24日	関係機関・団体との情報共有
		事業場における治療と仕事の両立支援対策神奈川県推進連絡会議(神奈川県両立支援推進チーム)	令和5年5月24日	関係機関・団体との情報共有
		関係情報の周知・広報	通年	ホームページ、窓口における案内(厚生労働省ポータルサイト「こころの耳」、ハラスメント対策関係情報)
18	神奈川県警察本部	自殺統計の提供	平成20年度	関係行政機関に対し、令和4年中の県内における自殺統計の情報提供を実施
		自殺のおそれのある行方不明者の発見	通年	行方不明者に関する情報の収集、立ち回り先等の探索活動や全国手配を実施
		インターネット上の自殺予告事案認知時への必要な措置	通年	書き込みのあったプロバイダやサイト事業者の協力を得て、自殺予告者の所在を特定し、所在安否確認を実施
19	神奈川県消防長会	自殺対策に関するパンフレットの配布	通年	救急隊が取り扱った自殺企図の傷病者または関係者に対して、医療機関搬送後に健康福祉部局が作成した専門機関への相談窓口の案内パンフレットを該当者及び関係者同意のもとに配布し、自殺行為の再発防止を促す。

(機関・団体)

番号	機関・団体名	事業名	開催・開始時期	内容
20	神奈川県 教育委員会	令和3年度 こころの健康づくり推進事業 ①人材養成事業 ②普及啓発事業 ③強化モデル事業	① (1)平成23年度～ (2)平成21年度～ (3)平成24年度～ (4)平成25年度～ (5)平成23年度～ ② (1)平成22年度～ ③ (1)平成24年度～ (2)平成25年度～	①人材育成事業 (1)県が配置しているスクールカウンセラーを対象に研修を実施し、自殺予防対策を推進する。 (2)県立学校の教育相談コーディネーターを対象に研修を実施し、生徒の自殺予防に対する意識啓発を図る。 (3)県立特別支援学校の児童・生徒指導担当者を対象に研修を実施し、児童・生徒の自殺予防に対する意識啓発を図る。 (4)県が配置しているスクールソーシャルワーカーを対象に研修を実施し、自殺予防対策を推進する。 (5)令和3年度に改訂した「こころサポートハンドブック」を校内研修等において活用し、自殺予防対策を推進する。 ②普及啓発事業 (1)「いのち」を大切にすることをはぐくむ教育推進事業として、県内の小・中学校4校の推進研究校において、「いのち」を大切にすることを育成する。 ③強化モデル事業 (1)県内の県立高等学校6校を推進校に指定し、「地域連携による高校生のこころサポート事業」を実施し、その成果を各種の研修会を通して高等学校に普及することにより、自殺予防対策を推進する。 (2)県内の県立高等学校24校を推進校に指定し、「スクールメンター活用事業」を実施し、スクールメンターが学校生活の様々な機会に、生徒の悩みに耳を傾けながら教職員と連携し、学校全体で生徒一人ひとりに目の行き届いた支援を行い、自殺予防対策を推進する。
		スクールカウンセラー配置・活用事業	平成7年度～	「こころの専門家」であるスクールカウンセラーを、政令指定都市を除く全公立中学校に配置し、その域内の小学校(対象校)を併せて配置する。また、県立学校(特別支援学校を除く)は高等学校及び中等教育学校全校137校に週1日配置し、児童・生徒の問題行動等の未然防止や早期対応に向けて教育相談の充実を図る。教育局にスーパーバイザーを3名配置し、スクールカウンセラーに対する指導助言や学校に対する支援を行う。
		スクールソーシャルワーカー活用事業	平成21年度～	社会福祉に関する専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを配置し、課題を抱えた児童・生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの構築を図る。各教育事務所にスクールソーシャルワーカーを計40名配置し、市町村教育委員会及び学校に対して派遣するとともに、教育局にスーパーバイザーを2名配置し、スクールソーシャルワーカーに対する指導・助言や学校(県立学校を含む)に対する支援を行った。
		県立高校スクールソーシャルワーカー配置・活用事業	平成27年度～	社会福祉に関する専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを県立高等学校及び県立中等教育学校全137校に週1日配置した。また、特別支援学校から要請があった場合には、スクールソーシャルワーカースーパーバイザーを派遣し、課題を抱えた児童・生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの構築を図る。
		かながわ「いのちの授業」	平成24年度～	各学校で行われている様々な実践を「いのちの授業」として位置づけ、光をあてるとともに、幅広い事例を収集し、県教育委員会HPに掲載することで「いのちの授業」の普及を図った。また、「いのちの授業」作文等を募集し、「いのちの授業」大賞を選出し、表彰した。かながわ「いのちの授業」ハンドブック及び「かながわ『いのちの授業』ハンドブック」概要版リーフレットを活用し、学校のみならず、家庭や地域における「いのちの授業」の更なる推進を図る。